


定期指導監査における 指摘事項について（児童処遇）



令和6年3月

札幌市子ども未来局子育て支援課指導担当係 作成

計画に関すること①

全園共通

全体的な計画…園の全体像を包括的に示した園の基本構想

●保育所の保育の方針や目標に基づき、**子どもの発達過程を踏まえて**、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、**総合的に展開**されるよう、**全体的な計画**を作成しなければならない。
(保育所保育指針)

●各幼保連携型認定こども園においては、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を踏まえ**教育及び保育の内容並びに子育ての支援等**に関する**全体的な計画**を作成すること

(幼保連携型認定こども園教育・保育要領)

作成上のポイント

- 入園から修了までの発達の過程を見通し、ねらいと内容を組織すること。
- 子育ての支援と有機的に連携、園生活全体を捉えて作成すること。

計画に関すること②

全園共通

●**全体的な計画**に基づき、**保育が適切に展開**されるよう、子どもの**生活や発達を見通した長期の指導計画**と関連しながら、より**具体的**な子どもの日々の生活に即した**短期的な指導計画**を作成すること。
(保育所保育指針)

●長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる**長期の指導計画**やこれとの**関連を保ちながら**より具体的な園児の生活に即した週、日などの**短期の指導計画**を作成し、適切な指導が行われるようにすること。(幼保連携型認定こども園教育・保育要領)

長期指導計画…(年間計画、期案、月案)

短期指導計画…(週案、日案)

長期指導計画と短期指導計画2種類の作成が必要。

※長期指導計画と短期指導計画が少なくとも一つずつ作成されていればよい。

作成上のポイント

全体的な計画との整合性や長期、短期の系統性をもたせること。
幼児の姿、ねらい、内容、環境の構成について作成すること。

その他求められる計画

- 3歳児未満児個別指導計画
- 障がい児個別指導計画
- 保健計画(学校保健計画)
- 安全計画(学校安全計画)

計画に関すること③

保育所・保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園・地域型保育事業所

●児童福祉施設の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での、生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における**安全に関する事項についての計画（安全計画）**を策定し、当該安全計画に必要な措置を講じなければならない。

各年度において以下①～⑥について盛り込んだ年間スケジュール（安全計画）を定めること。

- ①施設・設備の安全点検
- ②マニュアルの策定・共有
- ③児童への安全指導
- ④保護者への説明・共有
- ⑤職員への安全計画の周知及び定期的な訓練や研修の実施
- ⑥定期的な安全計画の見直し及び変更

<参考> 令和5年2月15日札幌市通知「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」

計画に関すること④

幼保連携型認定こども園

●認定こども園法第27条において準用する**学校保健安全法**(昭和33年法律第56号)第5条の**学校保健計画を作成**する際は、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に位置づくものとし、全ての職員がそのねらいや内容を踏まえ、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていくこと。

●在園児の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、**認定こども園法**第27条において準用する**学校保健安全法**第27条の**学校安全計画の策定**等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

学校保健計画…園児一人一人の健康の保持及び増進を図るため
保健活動、保健指導、職員研修
家庭・関係機関との連携等を含めて作成する

計画は、年間を見通した取組や管理の時期領域「健康」と関連した園児への指導等を考えて作成

学校安全計画…園児の安全確保を図るため
安全教育（生活安全、交通安全、災害安全等）
安全管理（安全点検、環境整備等）
組織活動（職員研修、保護者への啓発、地域との連携）
等を含めて作成する

自己評価に関すること①

保育所・保育所型認定こども園
地方裁量型認定こども園・地域型保育事業所

●保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、**自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。**

●保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、**当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。**

<参考>

- ・保育所における自己評価ガイドライン
- ・保育所における自己評価ガイドラインハンドブック

※いずれも厚生労働省より2020年3月に発出

自己評価に関すること②

幼保連携型認定こども園

●幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における**教育及び保育並びに子育て支援事業**（第25条において「教育及び保育等」という。）の**状況**その他の**運営の状況**について、**自ら評価を行い、その結果を公表する**ものとする。

自己評価に取り組むこと

自己評価を公表すること

評価項目の設定、達成度等の評価の適切さ
成果・課題の捉え、次年度の方向性が明確であるか
園が何を大事に運営しているのか
園の思いが伝わる表し方を工夫して公表する

学校関係者評価の取組

関係者評価委員会の開催【構成メンバー例】地域の方、保護者、近隣学校長等

全体的な計画の実施状況の評価し、改善を図る

カリキュラム・マネジメント

<参考>

- ・幼稚園における学校評価ガイドライン
※幼児教育センターホームページに掲載

事故に関すること①

全園共通

- 事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための**指針を整備すること**。

(1) 事故防止のマニュアル

事故防止マニュアル内に重大事故が起こりやすい5項目を記載すること。

- ①睡眠中
- ②プール・水遊び
- ③誤嚥（食事中）
- ④誤嚥（玩具・小物類）
- ⑤アレルギー児の誤食

(2) 事故発生時のマニュアル

事故発生時の対応の流れや緊急時の対応体制を盛り込むこと。

<参考>

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

(3) マニュアル内に園児の見落とし等防止の対策と行方不明になった場合の対応について記載すること。

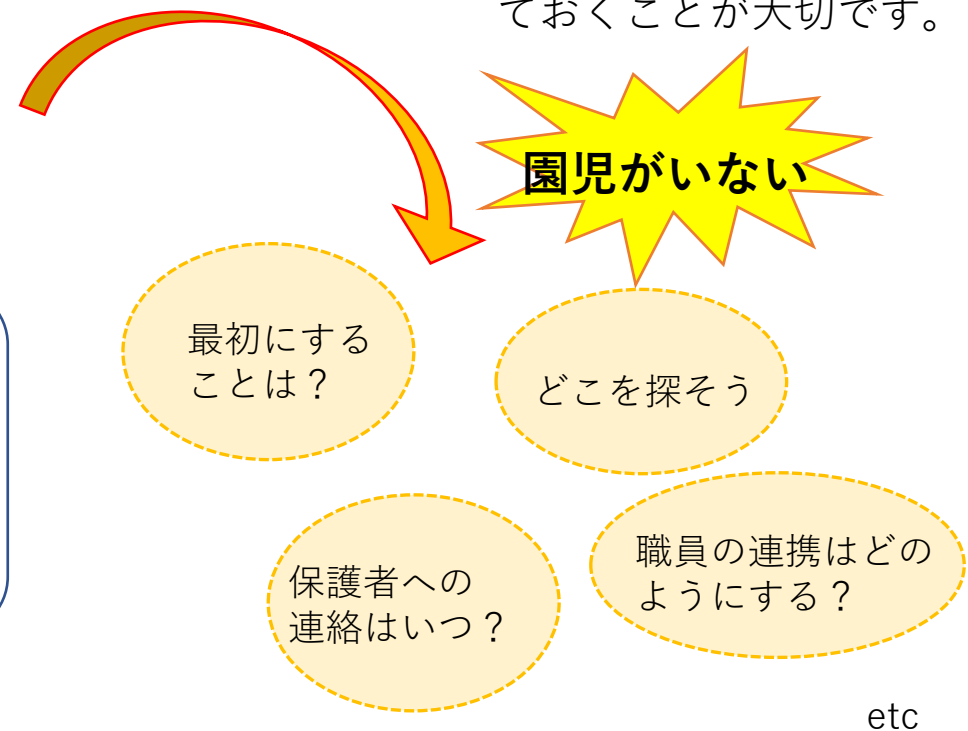
園児の見落としの一例

- ・ 散歩先の公園で敷地外に出て行ってしまった。
- ・ 保護者の出入りの際に園外に出てしまった。
- ・ 保育室で遊んでいるときに一人で部屋を抜け出してしまった。

見落とし防止の対策一例

- ①職員間における子どもの出欠状況の情報共有を徹底する。
- ②登園時や散歩等の園外活動の前後等、活動中の場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について徹底する。

※万が一に備え、園児が行方不明になってしまった場合の対応について各園で確認をしておくことが大切です。



園児の見落とし事故は園外だけとは限りません。

園内外で事故防止の取組や事故発生時の対応を確認、書面化して共有することを推奨しています。

事故に関すること②

全園共通

(1)事故が発生した場合には、速やかに札幌市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

事故報告が必要となる事案：①死亡事故 ②意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
③治療に30日以上要する事故



●病院受診
治療が必要と
診断



治療にかかる期間が
30日以上



報告が必要

子ども未来局子育て支援課
指導担当係へ（211-2985）



治療にかかる期間が
30日未満



報告不要

※治療開始日を1日目として29日目までに治療が終了する場合

(2)事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について記録すること。

事故発生時の状況から、完治までの一連の対応を記録することを推奨しています。

●入園した者に対し、入園時の健康状態の把握及び少なくとも1年に2回の定期健康診断を行うこと。

(1) 入園時の健康診断

入所日時点で満2歳未満の園児が対象（札幌市の所定の様式を使用する）

(2) 毎年度2回の定期健康診断の実施

幼保連携型認定こども園については、1回目を6月30日までにを行う。